

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人河内厚生会

あじさい福祉園共同生活援助事業所れるび

目 次

1. 事業所の概要について
2. 事業の目的と運営方針について
3. 事業所設備等の概要について
4. 職員の配置状況について
5. 提供するサービス及びその内容について
6. 利用される際に留意していただく事項について
7. 利用料金について
8. 苦情等の申立て先について
9. 事故発生時の対応方法について
10. 第三者評価について
11. 緊急時の対応について
12. 協力医療機関について
13. 非常災害時の対策について

※ なお、当サービスの利用は、原則として介護給付費の決定を受けた方が対象となります。

1. 事業所の概要について

名 称	あじさい福祉園共同生活援助事業所・れるび
所在地	茨城県稲敷郡河内町生板 8897
電話番号	0297 (63) 5088 FAX0297 (63) 5099
代表者氏名	理事長 秋山義継
設立年月	平成 28 年 4 月 1 日

2. 事業の目的と運営方針について

事業の種類	共同生活援助
事業の指定	平成 28 年 4 月 1 日茨城県指定 0823800404
事業の開始	平成 28 年 4 月 1 日
事業の目的	利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うことにより、障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。
事業の名称	あじさい福祉園共同生活援助事業所・れるび
管理者の氏名	山中誓也
サービス管理責任者	君塚敦二
事業所の所在地	茨城県稲敷郡河内町生板 8897
電話番号	0297 (63) 5088 FAX0297-63-5099 メールアドレス fukushien-rerubi@aioros.ocn.ne.jp
運営方針	<p>1 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて共同生活援助計画を作成し、これに基づき利用者に対して共同生活援助を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に共同生活援助を提供する。</p> <p>2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。利用者の意思及びびに人格を尊重し、常に利用者の立場</p>

	に立って「安心して安全なそしてその人らしい豊かな暮らし」が実現できるような支援する。
利用定員	7名
主たる対象者	知的障害者

3. 事業所設備等の概要について

① 施設

建物	構造	木造地上1階
	建築面積	344.48 m ²
	延べ面積	308.88 m ²

② 主な設備等の種類

<種類>	<面積>
事務室	9.93 m ²
宿直室	7.45 m ²
WC 1	3.31 m ²
WC 2	4.96 m ²
WC 3	6.62 m ²
居室 7室	9.93 m ² 一人部屋 生活スペース6畳・外押入れテラス付
居間	7.45 m ²
浴室・脱衣室 1	6.62 m ²
浴室・脱衣室 2	6.62 m ²
食堂	45.28 m ²
キッチン	7.45 m ²

※ 当事業所では、上記の施設・設備をご利用いただく事が出来ます。これらは、厚生労働省が定める基準により、指定障害福祉サービスのサービス提供に設備が義務付けられている施設設備です。これらの利用については、利用者に特別ご負担いただく必要はありません。

4. 職員の配置状況について

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障害者福祉サービスを提供する職員として下記の職員を配置しています。

職 種	員 数	常 勤		非常勤	
		専従	兼務	専従	兼務
管理者	1		1		
サービス管理責任者	1		1		
生活支援員	3	1	2		
世話人	6			6	

5. 提供するサービス及びその内容について

①基本的な生活にかかわる支援

サービスの種類	サービス内容
個別支援計画書	サービス管理責任者が法の定めに従い、利用者に対するアセスメント、支援計画の作成、モニタリングを定期的実施し、利用者の同意を頂きます。全てのサービスは個別支援計画書に基づいて行われます。
食事の提供	利用者の身体状況及び嗜好に配慮した食事を提供します。 <食事時間> 朝食 7:30 ~ 昼食 12:00 ~ 夕食 18:00 ~ 昼食は日中活動事業所により食事サービスが提供されます。
洗 濯	利用者が常に衛生的で清潔感のある衣類を身につけていただけるよう支援を行います。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な支援をします。
着脱衣	季節や気候、利用者の状況や希望に応じた支援を行います。
整 容	利用者の個性に配慮し、適切な整容が行われるよう支援をします。
清 掃	利用者が快適な生活を送れるよう、GH内の環境を清潔に保つよう努めます。居室以外の場所については職員が行うことを原則とします。 居室については状況に応じて支援を行います。
整理整頓	利用者本人の私物に関しては利用者自身で行っていただきます。利用者の状況に応じて必要な支援を行う場合は、事前に利用者の了解を得てから職員が一緒に行います。
移 動	利用者の心身状況に応じて適切な移動支援を行います。
安全管理	利用者の生活が安全で安心感のあるものとするため、必要な

	改善、修繕等の措置を講ずる等ハード面における安全確保の他、GHにおける利用者の安全配慮など安全面についてトータルな対応を行い、安全確保に努めます。
日中活動支援	日中活動先と調整及び連携を保ち支援します。
レクリエーション活動	ウォーキング、ゲーム等レクリエーションを取り入れ、体を動かすことを通じて体力の維持や増進を図ります。
金銭管理	利用者の状況に応じて適切な支援をします。
情報提供	社会参加を図る一環として、個別的な説明を含め、そのための有益で必要な情報を利用者へ提供致します。
人間関係コミュニケーション	必要な人的、物的な環境調整とともに、円滑な人間関係を築くための社会性を身に付けることができるよう支援します。又、地域活動参加、社会資源の活用ができるよう支援します。
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談助言、援助を行います。
健康管理	日常生活上必要な管理、記録を行います。また、医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持の為に適切な支援を行います。利用者の病状急変等の緊急時には速やかに医療機関に連絡等を行います。

6. 利用される際に留意していただく事項について

利用されている方々の生活の場として快適性や安全性を保つため、次に掲げる事項についてご留意ください。

居室・設備・器具の使用	居室や設備、器具は本来の用途に従ってご使用ください。なお、不注意による破損については、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所をお願いします。飲酒は可能ですが他の利用者に迷惑をかけない程度をお願いします。
貴重品の管理	利用者の所有する貴重品につきましては、ご自身の責任において管理していただくのが原則です。 貴重品の破損・紛失については責任を負いかねます。
宗教・政治・営利活動	利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動・政治活動及び営利活動はできません。
動物飼育	ホーム内へのペットの持ち込み及び飼育はご遠慮ください。
外出・外泊	事前に連絡ください。

7. 利用料金について

①介護給付費並びに訓練等給付費における障害福祉サービスの利用料金・自己負担金額は、お手元にある障害福祉サービス受給証に記載されている負担金上限月額原則として1割をお支払いいただきます。

なお、利用者負担の軽減措置の対象の方もいますので、支給決定等通知書でご確認ください。

②給付費支給外サービス利用料金

項目	料 金
家 賃	月額 21,000 円
食材料費	朝食 260 円 ・ 昼食 670 円 ・ 夕食 570 円 行事等に伴う特別な食事は実費となります。
光熱水費	日額 1 6 7 円
余暇活動費	実費となります。
病院送迎サービス	5 km まで 1,840 円、以降 1 km 毎に 20 円加算
病院受診付添費	(8 : 15 ~ 17 : 15) ①2 時間まで 2,000 円 ②2 時間以上 4 時間まで 4,000 円 ③4 時間以降 2 時間毎に 2,000 円を加算 (5 : 01 ~ 8 : 14、17 : 16 ~ 21 : 59) ①.②.③の料金の 125% (22 : 00 ~ 翌 5 : 00) ①.②.③の料金の 150%
その他	コピー、F A X 等は 1 枚 20 円 電話、宅配便等は実費となります。

③サービス利用料金の支払い方法

・前記①②の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、請求があった月の末日までにお支払ください。

・当法人指定の金融機関へお振込みください。

ア 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：銀行・信用金庫・ゆうちょ・農協

イ 下記指定口座への振込み

筑波銀行 龍ヶ崎東支店 普通預金 1093202 河内厚生会

ウ 窓口での現金によるお支払い

8. 苦情等申立て先について

苦情受付窓口	◇窓口担当者 山中誓也 ・ご利用時間 9:00～16:00 (土、日、祝祭日、年末年始を除く毎日) ※TEL 0297 (63) 5088 なお、担当者が不在の場合は、あじさい苑事務所までご連絡 ください。TEL0297 (84) 0311
苦情解決責任者	サービス管理責任者 君塚敦二
第3者委員会	・田中 正一 TEL 0297-84-2054 ・田中 茂明 TEL 0297-86-3530
その他の窓口	・受給者証発行の各市町村役場の担当課 河内町 0297-84-2111 ・茨城県運営適正化委員会 029 (241) 1133 〒310-0851 水戸市千波町 1918 番地 ・茨城県育成会苦情解決委員会 029 (243) 3838 〒310-0851 水戸市千波町 1918 番地 ・茨城県保健福祉部 029 (801) 3357 〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

9. 事故発生時の対応方法について

- (1) 共同生活援助サービスの提供より事故が発生した場合は、速やかに茨城県及び市町村、利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じるものとする。
- (2) 共同生活援助サービス提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

10. 第三者評価について

- (1) 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに町の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- (2) 会議の開催に併せ、会議の構成員が事業所を見学する機会を設ける。
- (3) 地域連携推進会議での報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。

11. 緊急時の対応について

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名 : 診 療 科 : 主 治 医 : 所 在 地 : 電話番号 :
緊急時連絡先①	住 所 : 氏 名 : 続 柄 : 電話番号 :
緊急時連絡先②	住 所 : 氏 名 : 続 柄 : 電話番号 :

12. 協力医療機関について

医療機関名称	江戸崎病院
院長名	院長 秋本 優
所在地	茨城県稲敷市阿波 1299
電話番号	029-894-2611
診療科	精神科・内科・神経科・神経内科・脳神経外科

医療機関名称	
院長名	
所在地	
電話番号	
診療科	

13. 非常災害時の対策について

非常時の対応	別途に定める「あじさい福祉園防災計画」により対応いたします。
--------	--------------------------------

防災訓練	別途に定めるあじさい福祉園防災計画により利用者も参加して実施いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 ・非常通報装置 ・スプリンクラー ・誘導灯 ・非常用照明灯 ・消火器

私は、本書面に基づき「社会福祉法人 河内厚生会が運営する、あじさい福祉園において障害者総合支援法に規定する共同生活援助事業に関する重要事項（説明書）を当事業所の職員（職名 ）（氏名 ）から説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

《利用者》

住所 〒

氏名 ⑩

《保護者・後見人等》

住所 〒

氏名 ⑩

令和 年 月 日

当事業所は、 様に対する共同生活援助事業サービスの提供にあたり、上記の重要事項（説明書）について説明をいたしました。

《事業所》 あじさい福祉園共同生活援助事業所
住 所 茨城県稲敷郡河内町生板 8897
電 話 0297 (63) 5088
名 称 社会福祉法人 河内厚生会
理事長 秋山義継 印

説明者職名

氏 名 印